

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2023年12月8日
【四半期会計期間】	第36期第2四半期（自2023年8月1日至2023年10月31日）
【会社名】	インスペック株式会社
【英訳名】	inspec Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼代表執行役員 菅原 雅史
【本店の所在の場所】	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1
【電話番号】	0187（54）1888
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 佐藤 保
【最寄りの連絡場所】	秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79番地の1
【電話番号】	0187（54）1888
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 佐藤 保
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 第2四半期累計期間	第36期 第2四半期累計期間	第35期
会計期間	自2022年5月1日 至2022年10月31日	自2023年5月1日 至2023年10月31日	自2022年5月1日 至2023年4月30日
売上高 (千円)	316,506	156,791	2,290,440
経常利益又は経常損失 () (千円)	259,919	354,629	81,502
四半期純損失 () 又は当期純利益 (千円)	258,152	363,449	78,844
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	801,826	810,462	802,566
発行済株式総数 (株)	3,981,500	4,006,800	3,983,800
純資産額 (千円)	1,062,467	1,052,674	1,407,446
総資産額 (千円)	3,447,482	3,444,313	3,977,935
1株当たり四半期純損失 () 又は 1株当たり当期純利益 (円)	65.86	90.77	19.96
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益 (円)	-	-	19.68
1株当たり配当額 (円)	-	-	3.00
自己資本比率 (%)	26.0	25.4	31.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	522,535	96,880	589,113
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	118,772	15,041	163,562
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	530,057	86,683	630,921
現金及び現金同等物の 四半期末 (期末) 残高 (千円)	447,635	432,353	437,131

回次	第35期 第2四半期会計期間	第36期 第2四半期会計期間
会計期間	自2022年8月1日 至2022年10月31日	自2023年8月1日 至2023年10月31日
1株当たり四半期純損失 () (円)	25.98	42.03

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第35期第2四半期累計期間及び第36期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社のみであるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期累計期間（2023年5月1日～2023年10月31日）における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化やインフレ抑制に向けた欧米の金融引き締めの影響を受け、依然として景気減速が懸念されております。わが国経済につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移する一方で、持続的な円安や原材料及び資源価格の高騰により、先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社の当第2四半期累計期間の売上状況につきましては、国内において一部の納入先の設備投資計画が後ろ倒しになったことが影響し、当社製品の納入時期も下半期にずれ込む結果となりました。また、海外におきましては中国経済が減速している影響を受け、一部の中国向け案件の受注・売上計画が当初計画より後ろ倒しになったことなどにより、当該期間の売上高は期初の計画を下回りました。

一方、当第2四半期累計期間の受注状況につきましては、当社の主力製品でありますロールtoロール型検査装置及び高性能フラットベッド型検査装置の受注をそれぞれ国内外の顧客から獲得し、受注額は799百万円（前年同期比9.5%増）となり、当第2四半期会計期間末における受注残高は1,851百万円（前年同期比3.6%増）となりました。昨年より続いていた半導体市場縮小の動きにも底打ちの兆しが見られることなどから、さらなる受注獲得に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

新事業であるロールtoロール型シームレスレーザー直描露光装置につきましては、電気自動車の普及に伴いバッテリーマネジメントシステム向けなどの車載用フレキシブルプリント基板の需要が増加し、国内外のフレキシブルプリント基板メーカーより多くの問い合わせを頂いております。現在、複数の顧客と装置導入に向けた評価を行っており、「長尺シームレス両面同時露光」による品質の安定性、高スループット及び低ランニングコストなどについて高い評価を頂いております。こうした需要に迅速に対応するべく、量産機の製作に着手するなど、今後更に加速する自動車の電子化、電動化による市場のニーズに応えるべく、引き続き受注獲得に努めてまいります。

以上の結果、当社の当第2四半期累計期間の売上高は156百万円（前年同期比50.5%減）、営業損失は340百万円（前年同期は営業損失248百万円）、経常損失は354百万円（前年同期は経常損失259百万円）、四半期純損失は363百万円（前年同期は四半期純損失258百万円）となりました。

当社は「基板検査装置関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の業績は記載しておりません。

(2) 財政状態の状況

当第2四半期会計期間末における資産の部は、前事業年度末に比べ533百万円減少し、3,444百万円となりました。これは主に、受取手形、売掛金及び契約資産927百万円の減少、電子記録債権353百万円の減少及び仕掛品742百万円の増加によるものであります。

負債の部では、前事業年度末に比べ178百万円減少し、2,391百万円となりました。これは主に、長期借入金77百万円の減少によるものであります。

純資産の部では、前事業年度末に比べ354百万円減少し、1,052百万円となりました。これは主に、四半期純損失363百万円の計上によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ4百万円減少し、432百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は96百万円となりました。これは主に、売上債権の減少額1,281百万円、棚卸資産の増加額761百万円及び税引前四半期純損失358百万円の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は15百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出25百万円、無形固定資産の取得による支出16百万円及び定期預金の純増減額による収入26百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は86百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出77百万円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第2四半期累計期間において、当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(7) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発活動の金額は、209百万円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年10月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年12月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,006,800	4,006,800	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数は 100株であります。
計	4,006,800	4,006,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年12月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

<2023年新株予約権>

決議年月日	2023年8月9日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4
新株予約権の数(個)	85 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,500 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自 2023年9月12日 至 2053年9月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,241 資本組入額 621
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員、監査役、相談役、顧問、理事のいずれかの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権を相続できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

新株予約権証券の発行時(2023年9月11日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

2. 当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当の場合は、当該株式分割又は株式無償割当の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式

無償割当が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、前記（「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」）に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

ア．交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

イ．再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記（「新株予約権の行使期間」）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力の発生日のうちいずれか遅い日から、前記（「新株予約権の行使期間」）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額）に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

以下のア．イ．ウ．エ．及びオ．のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社は、取締役会が別途定める日に無償で新株予約権を取得することができる。

ア．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

イ．当社が分割会社となる分割契約若しくは新設分割計画承認の議案

ウ．当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転計画承認の議案

エ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

オ．新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2023年7月28日定時株主総会 2023年8月9日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役6、当社監査役3、当社従業員84
新株予約権の数(個)	200 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,499 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2025年8月25日 至 2033年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 1,499 資本組入額 1,174
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

新株予約権証券の発行時(2023年8月24日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役、並びに従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第13回及び第14回新株予約権（行使価額修正条項付）については、該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年8月1日～ 2023年10月31日	-	4,006,800	-	810,462	-	132,612

(5) 【大株主の状況】

2023年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
菅原 雅史	秋田県仙北市	287,000	7.16
緒方 顯吉	福岡市中央区	225,300	5.62
高橋 喜一	新潟県南魚沼市	100,200	2.50
塩谷 亮子	福岡県大牟田市	95,400	2.38
楽天証券株式会社	東京都港区青山2丁目6番21号	80,100	1.99
小林 晃	秋田県仙北市	75,800	1.89
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	73,388	1.83
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	61,900	1.54
加賀谷 幸男	千葉県船橋市	59,000	1.47
曾我部 均	東京都目黒区	53,800	1.34
計	-	1,111,888	27.75

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,004,200	40,042	-
単元未満株式	普通株式 2,500	-	単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	4,006,800	-	-
総株主の議決権	-	40,042	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が92株含まれております。

【自己株式等】

2023年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
インспек株	秋田県仙北市角館町 雲然荒屋敷79番地の1	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 当社は、単元未満自己株式92株を所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2023年8月1日から2023年10月31日まで）及び第2四半期累計期間（2023年5月1日から2023年10月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。売上高基準は一時的な要因で高くなっておりますが、重要性はないものと認識しております。

資産基準	0.33%
売上高基準	12.68%
利益基準	0.73%
利益剰余金基準	2.39%

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年4月30日)	当第2四半期会計期間 (2023年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	605,141	573,366
受取手形、売掛金及び契約資産	993,780	65,833
電子記録債権	366,149	12,701
仕掛品	626,064	1,368,835
原材料及び貯蔵品	201,545	220,063
その他	53,275	131,543
流動資産合計	2,845,957	2,372,343
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	461,686	452,749
構築物(純額)	24,042	22,652
機械及び装置(純額)	391,855	325,670
車両運搬具(純額)	137	102
工具、器具及び備品(純額)	22,852	31,812
リース資産(純額)	25,062	20,908
土地	92,440	95,440
建設仮勘定	46,068	52,008
有形固定資産合計	1,064,145	1,001,345
無形固定資産		
その他	40,426	48,836
無形固定資産合計	40,426	48,836
投資その他の資産		
その他	27,405	21,787
投資その他の資産合計	27,405	21,787
固定資産合計	1,131,977	1,071,969
資産合計	3,977,935	3,444,313
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	88,773	72,452
短期借入金	1,200,000	1,200,000
1年内返済予定の長期借入金	154,224	154,224
未払法人税等	33,897	4,734
製品保証引当金	4,388	664
賞与引当金	32,945	34,255
役員賞与引当金	6,000	6,000
その他	105,429	56,508
流動負債合計	1,625,658	1,528,838
固定負債		
長期借入金	815,534	738,422
長期末払金	106,591	106,591
資産除去債務	315	316
リース債務	22,390	17,471
固定負債合計	944,830	862,800
負債合計	2,570,488	2,391,638

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年4月30日)	当第2四半期会計期間 (2023年10月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	802,566	810,462
資本剰余金	203,621	211,516
利益剰余金	227,834	147,566
自己株式	372	426
株主資本合計	1,233,649	873,985
新株予約権	173,796	178,689
純資産合計	1,407,446	1,052,674
負債純資産合計	3,977,935	3,444,313

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2022年5月1日 至 2022年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年5月1日 至 2023年10月31日)
売上高	316,506	156,791
売上原価	197,693	82,293
売上総利益	118,813	74,498
販売費及び一般管理費	367,603	415,185
営業損失()	248,789	340,687
営業外収益		
受取利息	281	4
為替差益	2,912	3,994
補助金収入	93	3,630
雑収入	1,002	949
その他	555	994
営業外収益合計	4,845	9,573
営業外費用		
支払利息	12,913	15,803
貸倒引当金繰入額	-	2,981
手形売却損	-	2,132
株式交付費	1,007	1,291
シンジケートローン手数料	1,960	1,306
その他	94	-
営業外費用合計	15,976	23,515
経常損失()	259,919	354,629
特別利益		
固定資産売却益	-	49
新株予約権戻入益	1,825	-
特別利益合計	1,825	49
特別損失		
固定資産圧縮損	-	3,630
特別損失合計	-	3,630
税引前四半期純損失()	258,094	358,210
法人税、住民税及び事業税	580	1,611
法人税等調整額	522	3,628
法人税等合計	57	5,239
四半期純損失()	258,152	363,449

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2022年5月1日 至 2022年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年5月1日 至 2023年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	258,094	358,210
減価償却費	57,503	97,111
株式報酬費用	9,397	10,494
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	2,981
製品保証引当金の増減額(は減少)	1,578	3,723
支払利息	12,913	15,803
シンジケートローン手数料	1,960	1,306
株式交付費	1,007	1,291
受取利息及び受取配当金	281	4
有形固定資産売却損益(は益)	-	49
固定資産圧縮損	-	3,630
補助金収入	-	3,630
売上債権の増減額(は増加)	410,673	1,281,394
棚卸資産の増減額(は増加)	583,235	761,288
未収消費税等の増減額(は増加)	-	80,831
仕入債務の増減額(は減少)	117,106	16,321
未払金の増減額(は減少)	5,035	2,232
未払消費税等の増減額(は減少)	32,268	37,385
契約負債の増減額(は減少)	34,692	-
その他	17,016	17,048
小計	511,749	133,287
利息及び配当金の受取額	0	4
利息の支払額	10,337	14,940
法人税等の支払額	1,159	21,470
法人税等の還付額	711	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	522,535	96,880
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	87,870	25,620
有形固定資産の売却による収入	-	49
無形固定資産の取得による支出	15,900	16,467
定期預金の純増減額(は増加)	15,001	26,997
投資活動によるキャッシュ・フロー	118,772	15,041
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	235,768	8,897
短期借入金の純増減額(は減少)	400,000	-
長期借入金の返済による支出	87,832	77,112
リース債務の返済による支出	4,691	5,201
配当金の支払額	11,227	11,905
シンジケートローン手数料の支払額	1,960	1,306
自己株式の取得による支出	-	54
財務活動によるキャッシュ・フロー	530,057	86,683
現金及び現金同等物に係る換算差額	111	66
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	111,138	4,777
現金及び現金同等物の期首残高	558,774	437,131
現金及び現金同等物の四半期末残高	447,635	432,353

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行とシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当第2四半期会計期間末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年4月30日)	当第2四半期会計期間 (2023年10月31日)
コミットメントラインの総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入実行残高	1,200,000	1,200,000
差引額	800,000	800,000

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自2022年5月1日 至2022年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自2023年5月1日 至2023年10月31日)
給与及び手当	35,709千円	36,517千円
賞与引当金繰入額	4,622	4,720
役員賞与引当金繰入額	5,000	6,000
研究開発費	146,559	209,682

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自2022年5月1日 至2022年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自2023年5月1日 至2023年10月31日)
現金及び預金勘定	600,645千円	573,366千円
預入期間が3ヶ月間を超える定期預金	153,010	141,012
現金及び現金同等物	447,635	432,353

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2022年5月1日 至 2022年10月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年7月22日 定時株主総会	普通株式	11,370	3.00	2022年4月30日	2022年7月25日	利益剰余金

- 2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当第2四半期累計期間において新株予約権(第12回新株予約権、2020年1円ストックオプション及び2021年1円ストックオプション)の行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ123,874千円増加しております。

この結果、当第2四半期会計期間末において、資本金が801,826千円、資本剰余金が202,880千円となっております。

当第2四半期累計期間(自 2023年5月1日 至 2023年10月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年7月28日 定時株主総会	普通株式	11,950	3.00	2023年4月30日	2023年7月31日	利益剰余金

- 2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、基板検査装置関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、基板検査装置関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、製品ごとの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

前第2四半期累計期間(自 2022年5月1日 至 2022年10月31日)

(単位:千円)

	基板検査装置関連事業	合計
ロールtoロール型検査装置	152,200	152,200
フラットベッド型検査装置	100,700	100,700
インライン検査装置	12,500	12,500
その他	51,106	51,106
顧客との契約から生じる収益	316,506	316,506
外部顧客への売上高	316,506	316,506

当第2四半期累計期間(自 2023年5月1日 至 2023年10月31日)

(単位:千円)

	基板検査装置関連事業	合計
ロールtoロール型検査装置	15,700	15,700
フラットベッド型検査装置	5,990	5,990
インライン検査装置	42,000	42,000
その他	93,101	93,101
顧客との契約から生じる収益	156,791	156,791
外部顧客への売上高	156,791	156,791

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年5月1日 至 2022年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年5月1日 至 2023年10月31日)
1株当たり四半期純損失()	65円86銭	90円77銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	258,152	363,449
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	258,152	363,449
普通株式の期中平均株式数(株)	3,919,681	4,004,101

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年12月8日

インスペック株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 戸 城 秀 樹
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 佑
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインスペック株式会社の2023年5月1日から2024年4月30日までの第36期事業年度の第2四半期会計期間（2023年8月1日から2023年10月31日まで）及び第2四半期累計期間（2023年5月1日から2023年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、インスペック株式会社の2023年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は、当社(四半期報告書提出会社)が四半期財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。